

厚生労働大臣が定める揭示事項

◇地方厚生（支）局長への届出事項に関する事項

○施設基準

- ・機能強化加算
- ・外来感染対策向上加算
- ・電子的診療情報連携体制整備加算
- ・時間外対応加算2
- ・別添1の「第9」の1の（2）のイに規定する在宅療養支援診療所
- ・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（I）

◇明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 22 年 4 月 1 日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成 22 年 4 月 1 日より、明細書を無料で発行しています。

尚、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

◇保険外負担に関する事項

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。なお、以下の項目は全て税込で表示しています。

○予防接種料金

・麻しん・風しん混合（MR）	9,610 円
・麻しん	5,300 円
・風しん	5,420 円
・日本脳炎	5,900 円
・水痘	7,040 円
・A型肝炎	16,160 円
・B型肝炎（0.25ml）	5,560 円
・B型肝炎（0.5ml）	5,830 円
・肺炎球菌（20 価）	10,390 円
・ " （21 価）	13,420 円
・破傷風	4,410 円
・ " （2 回目以降）	2,040 円
・新型コロナ	15,600 円
・带状疱疹	19,140 円
・ " （2 回目）	16,990 円
・RS ウイルス	24,980 円

当院では、文書 等について、1 通につき、以下の料金の負担をお願いしています。なお、以下の料金は全て税込で表示しています。表示以外の文書料金につきましては、会計窓口にお問い合わせください。

・普通診断書（当院用紙によるもの） 等	3,300 円
・特別障害者手当認定診断書 等	5,500 円
・通院証明書 等	8,800 円
・死亡診断書、死体検案書 等	11,000 円

◇機能強化加算に関する事項

当院では、「かかりつけ医」機能を有する診療所として、次の取り組みを行っています。

- ・他の医療機関の受診状況及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行います。
- ・必要に応じ、専門医又は専門医療機関への紹介を行います。
- ・健康診断の結果等、健康管理に係るご相談に応じています。
- ・介護・保健・福祉サービスに関するご相談に応じています。
- ・診療時間外のお問合せに対応しています。

尚、かかりつけ医機能を有する医療機関は、厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページから検索することができます。

◇電子的診療情報連携体制整備加算に関する事項

当院では、医療DXを推進し質の高い医療を提供できるよう、次の取り組みを行っています。

- ・医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- ・マイナ保険証の利用を推奨し、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書をお支払い時に無料で交付しています。
- ・地域の複数の医療機関が参加する「飯田下伊那診療情報連携システム〔ism-Link〕イズムリンクに参加し診療情報の共有を行っています。
- ・今後、電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスなどの取り組みを実施していく予定です。

◇当院における院内感染防止対策の取り組み

当院では、患者さんやそのご家族、職員を感染から守り、安全な医療環境や療養生活を提供できるよう取り組んでいます。

院内感染対策

1、院内感染対策に係る体制

診療所管理者を「院内感染管理者」と定め、「感染防止対策部門」を設置し、診療所全体で感染対策に取り組んでいます。

2、院内感染対策の業務内容

全ての職員が遵守する「感染防止対策業務指針」及び「手順書」を定め、標準予防策や感染経路別予防策等に基づき、職員の手洗いや消毒、状況に応じた感染予防を実施するため、防護服等の着脱など有事の際の訓練を実施しています。

また、1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況等を確認しています。

3、職員教育

全職員に対し年2回院内研修を実施し、感染防止に対する知識の向上を図っています。

4、抗菌薬の適正使用

抗菌薬を投与することにより患者状態の改善を図ることができても、薬剤耐性菌が発生したり抗菌薬の副作用が生じたりすることがあります。このため、当院では適切な抗菌薬を選択し、適切な量を、適切な期間、適切な投与ルートでの投与により抗菌薬の適正使用を実施しています。

5、感染対策連携

地元医師会や基幹病院と連携し、院内感染対策の向上に努めています。

◇時間外対応体制加算に関する事項

当院では、継続的に受診している患者さんからの電話による問い合わせに応じる体制を整備しています。

やむを得ず応じることができなかった場合は、当院の医師、看護職員又は連携している飯田病院の職員からコールバックいたします。

◇一般名処方・長期収載品に関する事項

当院では、医療費の患者負担軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを行っています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方についてご不明な点がございましたら職員までご相談ください。

尚、長期収載品（同じ効果を持つ後発医薬品が発売されている先発医薬品）を希望される場合は、選定療養費として薬価差額の一部の料金の負担をお願いしています。